

## 府教委、新型コロナウイルス感染症に関する 職員の服務について提案

### 臨時休業時は職免対応、子の学校が臨時休業時は「子の看護休暇」適用

府教委は27日、府高教に対し「新型コロナウイルス感染症に関する職員の服務の取扱いについて」を提案しました。本日より実施としています。

#### 職員の服務の取扱い

#### (1) 職員が保健所等から濃厚接触者として外出自粛の協力要請等を受けた場合 職務に専念する義務を免除するものとする。

※非常勤講師については有給の特別休暇

対象者	取得日数
①検疫所長から、検疫法に基づき新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるとして停留された場合	必要と認める期間又は時間
②保健所（帰国者・接触相談センター）、医療機関等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合	濃厚接触者として外出自粛の協力要請等を受けた期間又は時間
③新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため府立学校を臨時休業する場合	当該臨時休業の期間

#### (2) 学校等の臨時休業等により子の世話が必要となった場合 子の看護休暇を取得できるものとする。

##### 【対象者】

中学校就学の始期に達しない子どもを養育する職員が、新型コロナウイルス感染症の感染の防止のための学校等の臨時休業等の措置により、子の世話が必要なため、勤務しないことが相当であると認められる場合

##### 【取得日数】

1会計年度に付与される子の看護休暇（5日間、2人以上養育する職員にあつては10日間）の範囲内

**実施日** 2月28日から

昨日、安倍首相が「3月2日から春休みまで全国の小中学校、高校、特別支援学校を臨時休校とするよう要請」し、同日夜には、大阪府知事が「全ての府立学校を3月2日より春休みまで休校」にする方針を表明したと報道されています。学校現場からは、「入試や期末考査、生徒の進級・進路指導はどうなるのか」などの意見が寄せられ、不安が広がっています。

子の看護休暇については、年度末ですでに使っている場合も多く、子の学校の休業が続く場合、休暇日数拡充などの対応が必要です。府高教はこの点について、府教委に対応を求めています。

府高教はさらに職場の意見・要求を集約し、現場の混乱や、生徒・教職員への不利益が生じないように、府教委に適切な対応を求め、全力でとりくみを強めます。

休校の対応については、必要な情報が入り次第、職場にお知らせしていきます。